

高知大学アドミッションセンター四国地区国立大学連合
アドミッションセンター高知大学サテライトオフィス規則

平成27年3月25日

規則 第130号

(趣旨)

第1条 高知大学アドミッションセンター規則第10条第2項の規定に基づき、高知大学アドミッションセンター四国地区国立大学連合アドミッションセンター高知大学サテライトオフィス（以下「高知大学サテライトオフィス」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 高知大学サテライトオフィスは、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定に基づき、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学の緊密な連携の下で、四国地区国立大学連合アドミッションセンターの設置とAO入試の共同実施により、地区全体で学生の質保証を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 高知大学サテライトオフィスは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 愛媛大学に置かれる四国地区国立大学連合アドミッションセンター並びに徳島大学、鳴門教育大学及び香川大学に置かれるサテライトオフィスと一体的に入学志願者の資質や適性を総合的に評価するAO入試等（以下「新入試」という。）の企画及び実施準備に関すること。
- (2) 新入試の広報に関すること。
- (3) 新入試に係る出願者の選考業務に関すること。
- (4) 新入試に係る入学予定者の入学前教育に関すること。
- (5) 新入試に係る入学者の成績等の追跡に関すること。
- (6) 高大接続及び入試制度に関する調査・分析に関すること。
- (7) 共同実施を円滑に実施するための大学内の調整に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 高知大学サテライトオフィスに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) アドミッションオフィサー
 - (2) 兼務教員
 - (3) 高知大学サテライトオフィス職員
- 2 アドミッションオフィサーは、高知大学サテライトオフィスの業務を掌理する。
- 3 兼務教員及び高知大学サテライトオフィス職員は、高知大学サテライトオフィスの業

務を処理し、従事する。

4 第1項に掲げる職員は、学長が指名し、任命する。

(委員会)

第5条 高知大学サテライトオフィスの円滑な運営を図るため、その運営に関する委員会を置くことができる。

(事務)

第6条 高知大学サテライトオフィスに関する事務は、学務部入試課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、高知大学サテライトオフィスの運営に関し必要な事項は、アドミッションオフィサーが別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 高知大学総合教育センター入試部門四国地区国立大学連合アドミッションセンター高知大学サテライトオフィス規則（平成25年規則第39号）は、廃止する。